年（　　年）　　月　　日

箕面市　市民部長　宛

施　　主　住　　所（　　）
　　氏　　名（　　）印
　　電　　話（　　）
建設行為位置　住　　所（　　）
　　行為面積（　　）
　　行為概要（ご　み　集　積　設　備　）

ごみ集積設備の寄附にかかる誓約書

今般、上記の建設行為（開発行為）において、貴部所管にかかる箕面市まちづくり推進条例第１８条の規定によりごみ集積設備を設置のうえ、当方から貴市に対して寄附いたしますが、その件につき下記の通り誓約いたします。

記

１．ごみの排出は集積方式となり、ごみ集積設備以外への排出はできないこと。また、ごみ集積設備は、開発区域内の住民の方で共同利用となり、日常の清掃等の維持管理は、共同で行うこととなる旨を購入者あて説明します。

２．近隣住民等から苦情、紛争その他トラブルが生じたときは、速やかにこれを処理解決するとともに、万一これが解決できないときは、私どもで責任を持って解決することを誓約いたします。

３．建設行為地域内の土地を売却する場合は、上記の内容を土地購入者から承継いたします。

４．三方囲いの壁面については、損傷及び破損が生じた場合は、施主で修復し、修繕の請求その他一切の苦情等申し立てをいたしません。

５．その他、箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例等の関係規定を遵守いたします。

以上